

# 令和6年度

## 当初予算案等説明資料（その2）

### 2. 福祉局所管条例案

ページ

議案第54号	福岡市手数料条例の一部を改正する等の条例案	1
議案第59号	福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	3
議案第60号	福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	52
議案第61号	福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	60
議案第62号	福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例案	77
議案第64号	福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例案	85
議案第66号	福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案	86
議案第67号	福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例案	94
議案第68号	福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	114
議案第69号	福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	126
議案第70号	福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	129
議案第71号	福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	131
議案第72号	福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	132
議案第73号	福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び 運営等の基準等を定める条例等の一部を改正する条例案	134

# 福祉局



	ページ
議案第74号 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	153
議案第75号 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	159
3. 福祉局 組織編成案	164



## 2. 条例案

### 議案第 54 号

#### 福岡市手数料条例の一部を改正する等の条例案

##### 1 議案内容

指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、当該施設の指定の更新の申請等に対する審査に係る手数料を廃止する等の必要があるによる。

##### 2 改正及び廃止の理由

指定介護療養型医療施設について、令和 6 年 3 月 31 日までの経過措置期間の終了により同施設が廃止されることに伴い、指定の更新の申請等に対する審査に係る手数料を廃止するとともに、人員等の基準を定める条例を廃止する。

##### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

##### 4 福岡市手数料条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧			新		
第 1 条～第 8 条 略			第 1 条～第 8 条 略		
別表第 1 略			別表第 1 略		
別表第 2			別表第 2		
許 可 申 請 等 手 数 料			許 可 申 請 等 手 数 料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～32の 4 略			1～32の 4 略		
33 健康保険 法等の一部 を改正する 法律(平成 18年法律第 83号)附則 第 130 条の 2 第 1 項の 規定により なおその効 力を有する	指定介護療 養型医療施 設指定更新 申請手数料	1 件につき 25,000円	33 削除		

<p>ものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査</p>					
<p>34 旧介護保険法第108条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査</p>	<p>指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</p>	<p>1件につき 25,000円</p>	<p>34 削除</p>		
<p>35～46 略</p>			<p>35～46 略</p>		
<p>備考 略</p>			<p>備考 略</p>		

## 議案第 59 号

# 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、就労選択支援の事業の人員、設備及び運営の基準を定める等の必要があるによる。

### 2 改正内容

- (1) 事業所の利用者の意思決定の支援に対する配慮を明確化
- (2) 個別支援会議への利用者等の招集を義務化
- (3) 生活介護等の配置すべき従業者に言語聴覚士を追加
- (4) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準を追加
- (5) 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準を追加
- (6) 就労選択支援の人員、設備及び運営に関する基準の追加
- (7) 自立生活援助におけるサービス管理責任者の配置基準を緩和
- (8) 共同生活援助における1年に1回以上の地域連携推進会議の開催を義務化
- (9) 共同生活援助における新興感染症発生時等の対応を協定医療機関との間で取り決めておくことを努力義務化
- (10) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和6年4月1日

ただし、就労選択支援に関する規定については、規則で定める日

### 4 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第1章～第7章（略）	第1章～第7章（略）
第8章（略）	第8章（略）
第1節～第4節（略）	第1節～第4節（略）
第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第150条の2— <u>第150条の4</u> )	第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第150条の2— <u>第150条の5</u> )
第6節（略）	第6節（略）

第9章 (略)

第1節～第5節 (略)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第161条～第162条)

(新設)

第10章～附則 (略)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。

(4)～(16) (略)

(17) 多機能型 第80条に規定する指定生活介護の事業、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第163条に規定する指定就労移行支援の事業、第174条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第54号。以下「指定

第9章 (略)

第1節～第5節 (略)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第161条～第162条)

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針(第162条の2)

第2節 人員に関する基準(第162条の3・第162条の4)

第3節 設備に関する基準(第162条の5)

第4節 運営に関する基準(第162条の6～第162条の9)

第10章～附則 (略)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 支給決定障害者等 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。

(4)～(16) (略)

(17) 多機能型 第80条に規定する指定生活介護の事業、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第163条に規定する指定就労移行支援の事業、第174条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第54号。以下「指定



通所支援基準」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第73条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章\_\_\_\_\_及び第7章から第15章までに定める事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第4条～第6条 (略)

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一

通所支援基準」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、指定通所支援基準第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第73条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章、第8章、第9章及び第10章から第15章までに定める事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第4条～第6条 (略)

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該

敷地内にある他の \_\_\_\_\_ 事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第8条～第25条 (略)

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 (略)

(1) (略)

(新設)

(2) ～ (4) (略)

(居宅介護計画の作成)

第27条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画 \_\_\_\_\_ 作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第8条～第25条 (略)

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 (略)

(1) (略)

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3) ～ (5) (略)

(居宅介護計画の作成)

第27条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障がい児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 (略)

2・3 (略)

(新設)

第32条～第46条 (略)

(管理者)

第47条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第48条～第51条 (略)

(従業者の員数)

第52条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第54条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第54条第3項にお

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第32条～第46条 (略)

(管理者)

第47条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第48条～第51条 (略)

(従業者の員数)

第52条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法\_\_\_\_第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第54条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第54条第3項にお

いて同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第55号。第54条第3項において「指定入所施設基準」という。)第54条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第53条～第59条 (略)

(指定療養介護の取扱方針)

第60条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第61条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望す

いて同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第55号。第54条第3項において「指定入所施設基準」という。)第54条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第7条第2項    に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第53条～第59条 (略)

(指定療養介護の取扱方針)

第60条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第61条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望す

る生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い

\_\_\_\_\_、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

### 3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(\_\_\_\_\_利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者\_\_\_\_\_に交付しなければならない。

### 8・9 (略)

(1)・(2) (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

る生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うと

ともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

### 4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

### 9・10 (略)

(1)・(2) (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第62条 (略)

(新設)

第63条～第80条 (略)

(従業者の員数)

第81条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第17章並びに附則において同じ。)、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員の

総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓

(サービス管理責任者の責務)

第62条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第63条～第80条 (略)

(従業者の員数)

第81条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第17章並びに附則において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の

総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓

練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

第82条～第88条 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第88条の2 指定生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター \_\_\_\_\_ 等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

第89条～第95条 (略)

(準用)

第96条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、

練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

第82条～第88条 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第88条の2 指定生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

第89条～第95条 (略)

第96条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、

第71条から第73条まで、第77条及び第78条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条\_\_\_\_中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

第96条の2・第96条の3 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第96条の4 (略)

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第88条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域

第71条から第73条まで、第77条及び第78条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条第1項中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

第96条の2・第96条の3 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第96条の4 (略)

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第88条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域



密着型介護予防サービス基準第23条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)(登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第44条第1項若しくは第91条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第26条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第150条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)(若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第160条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)(又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)(若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第73条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第150条の3及び第160条の3において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第2項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第89条第2項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第24条第2項に規定するサ

密着型介護予防サービス基準第23条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)(登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第44条第1項若しくは第91条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第26条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第150条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)(若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第160条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)(又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)(若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第73条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第150条の4及び第160条の3において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第2項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第89条第2項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第24条第2項に規定するサ

テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第98条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第40条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第87条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第22条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第44条第2項若しくは第91条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第26条第2項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第150条の3及び第160条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

(略)

(3) ～ (5) (略)

テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第98条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第40条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第87条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第22条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第44条第2項若しくは第91条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第26条第2項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第150条の4及び第160条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

(略)

(3) ～ (5) (略)

第96条の5～第106条 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第107条 (略)

(新設)

2・3 (略)

第108条～第120条 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第121条 (略)

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第122条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を \_\_\_\_\_ 交付しなければならない。

3・4 (略)

第123条 (略)

(準用)

第124条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条 \_\_\_\_\_、第34条

第96条の5～第106条 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第107条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

第108条～第120条 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第121条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第122条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を 利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に 交付しなければならない。

3・4 (略)

第123条 (略)

(準用)

第124条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第31条第4項、第34条

(第1項及び第2項を除く。)から第44条まで及び第69条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第123条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第124条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

第125条～第143条 (略)

(従業者の員数)

第144条 (略)

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(第1項及び第2項を除く。)から第44条まで及び第69条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第123条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第124条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

第125条～第143条 (略)

(従業者の員数)

第144条 (略)

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

第145条～第149条 (略)

(準用)

第150条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第150条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第145条～第149条 (略)

(準用)

第150条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第150条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第150条の2 (略)

(新設)

第150条の2 (略)

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第150条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第73条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第73条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第151条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第72条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の

数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条の3・第150条の4 (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第151条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第207条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護等\_\_\_\_\_を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の面積を、指定通所介護等\_\_\_\_\_の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者

第150条の4・第150条の5 (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第151条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第151条の3に規定

する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第207条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等又は指定通

所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテ

ーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者

の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等  
\_\_\_\_\_の従業者  
の員数が、当該指定通所介護事業所等  
\_\_\_\_\_が提供する指定通所介護等  
\_\_\_\_\_の利用者  
の数を指定通所介護等  
\_\_\_\_\_の利用者及び基準該  
当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者  
の数の合計数であるとした場合における  
当該指定通所介護事業所等  
\_\_\_\_\_と  
して必要とされる数以上であること。

(4) (略)

第151条の2 (略)

(新設)

の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等又は指定通  
所リハビリテーション事業所の従業者  
の員数が、当該指定通所介護事業所等  
又は当該指定通所リハビリテーション  
事業所が提供する指定通所介護等又は  
指定通所リハビリテーションの利用者  
の数を指定通所介護等又は指定通所リ  
ハビリテーションの利用者及び基準該  
当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者  
の数の合計数であるとした場合における  
当該指定通所介護事業所等又は当該  
指定通所リハビリテーション事業所と  
して必要とされる数以上であること。

(4) (略)

第151条の2 (略)

(病院又は診療所における基準該当障害福  
祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第151条の3 地域において自立訓練(機能  
訓練)が提供されていないこと等により自  
立訓練(機能訓練)を受けることが困難な  
障がい者に対して病院又は診療所(以下  
「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事  
業者」という。)が行う自立訓練(機能訓  
練)に係る基準該当障害福祉サービス(以  
下この条において「病院等基準該当自立  
訓練(機能訓練)」という。)に関して病院  
等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が  
満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓  
練)を行う事業所(次号において「病院  
等基準該当自立訓練(機能訓練)事業  
所」という。)の専用の部屋等の面積  
を、病院等基準該当自立訓練(機能訓  
練)を受ける利用者の数で除して得た面  
積が3平方メートル以上であること。



(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第152条～第159条 (略)

(準用)

第160条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、

第152条～第159条 (略)

(準用)

第160条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、

第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条\_\_\_\_\_中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第160条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第160条の2～第162条 (略)

(新設)

(新設)

第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第160条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第160条の2～第162条 (略)

## 第9章の2 就労選択支援

### 第1節 基本方針

第162条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第162条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下

	<p>「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
(新設)	<p>(準用)</p> <p>第162条の4 第53条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</p>
(新設)	<p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第162条の5 第84条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</p>
(新設)	<p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(実施主体)</p> <p>第162条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。</p>

(新設)

(評価及び整理の実施)

第162条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第162条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活

(新設)

支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

(新設)

第162条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第60条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条(第2項第1号を除く。)、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条及び第158条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第162条の9において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第162条の9において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第78条第2項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第162条の9において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第162条の9」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する

第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第162条の9において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第163条～第168条の2 (略)

(実習の実施)

第169条 (略)

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。))及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

第170条～第172条 (略)

(新設)

(準用)

第163条～第168条の2 (略)

(実習の実施)

第169条 (略)

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

第170条～第172条 (略)

(就労選択支援に関する情報提供)

第172条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第173条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第173条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支

給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第174条～第185条の3 (略)

(準用)

第186条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第89条から第91条まで、第93条から第95条まで、第147条及び第148条

                    の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第185条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第20条第1

給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第174条～第185条の3 (略)

(準用)

第186条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第89条から第91条まで、第93条から第95条まで、第147条、第148条及び第172

                    条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第185条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条第1項中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第20条第1



項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第186条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第187条～第190条 (略)

(準用)

第191条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条

及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるの

項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第186条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第187条～第190条 (略)

(準用)

第191条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条、第172条の2、第181条

第6項及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるの

は「第191条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第191条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 第192条～第194条 (略)

(準用)

第195条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第53条、第60条から第63条まで、第71条、第73条、第77条、第78条、第87条、第90条、第91条、第93条から第95条まで、第147条(第1項を除く。)、第148条\_\_\_\_\_、第182条から第184条まで及び第187条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する第147条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とある

は「第191条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第191条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第181条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第190条第1項の工賃」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 第192条～第194条 (略)

(準用)

第195条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第53条、第60条から第63条まで、第71条、第73条、第77条、第78条、第87条、第90条、第91条、第93条から第95条まで、第147条(第1項を除く。)、第148条、第172条の2、第181条第6項、第182条から第184条まで及び第187条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する第147条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とある

のは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第62条\_\_\_\_中「前条」とあるのは「第195条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第195条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第195条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第195条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第195条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第195条において準用する前条」と\_\_\_\_\_、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第195条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第195条の2～第195条の5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第195条の6 (略)

(新設)

(実施主体)

第195条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させて

のは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第62条第1項中「前条」とあるのは「第195条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第195条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第195条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第195条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第195条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第195条において準用する前条」と、第181条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第194条第1項の工賃」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第195条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第195条の2～第195条の5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第195条の6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第195条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事

いる生活介護等に係る指定障害福祉サー  
ビス事業者

でなければ

ならない。

第195条の8～第195条の13 (略)

(従業者の員数)

第195条の14 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 利用者の数が30以下 1以上

(新設)

(新設)

イ 利用者の数が31以上 1に、利用  
者の数が30を超えて30又はその端数  
を増すごとに1を加えて得た数以上

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

業者の事業所の3人以上の利用者が新た  
に通常の事業所に雇用されたもの又は障  
害者就業・生活支援センターでなければ  
ならない。

第195条の8～第195条の13 (略)

(従業者の員数)

第195条の14 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア サービス管理責任者が常勤である  
場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用  
者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)  
又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、  
利用者の数が60を超えて60又はそ  
の端数を増すごとに1を加えて得  
た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に  
掲げる利用者の数の区分に応じ、そ  
れぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、  
利用者の数が30を超えて30又はそ  
の端数を増すごとに1を加えて得  
た数以上

2 (略)

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移  
行支援事業者(障害者の日常生活及び社会  
生活を総合的に支援するための法律に基  
づく指定地域相談支援の事業の人員及び  
運営に関する基準(平成24年厚生労働省令  
第27号。以下この条において「指定地域  
相談支援基準」という。)第2条第3項に  
規定する指定地域移行支援事業者をい  
う。)の指定を併せて受け、かつ、指定自

(新設)

3・4 (略)

第195条の15・第195条の16 (略)

(実施主体)

第195条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。

立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5・6 (略)

第195条の15・第195条の16 (略)

第195条の17 削除

(定期的な訪問)による支援)

第195条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより \_\_\_\_\_、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障がい者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第195条の19 (略)

(準用)

第195条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第44条、第60条、第61条、第63条、第69条、第195条の6、第195条の10及び第195条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第195条の20において準用する第195条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条の20において準用する第22条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(定期的な訪問等による支援)

第195条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に \_\_\_\_\_ 利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障がい者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第195条の19 (略)

(準用)

第195条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第44条、第60条、第61条、第63条、第69条、第195条の6、第195条の10及び第195条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第195条の20において準用する第195条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第195条の20において準用する第22条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。



2～4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第200条の5 (略)

(新設)

(新設)

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第200条の5 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第200条の5の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第202条の10において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の



第200条の6～第201条の3 (略)

(協力医療機関等)

第201条の4 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(準用)

第202条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条

報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の6～第201条の3 (略)

(協力医療機関等)

第201条の4 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第202条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条

まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第202条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共

まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条\_\_\_\_\_、第78条、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第202条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共

同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の

\_\_\_\_\_援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第202条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第202条の4～第202条の9 (略)

(協議の場の設置等)

(新設)

同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第202条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第202条の4～第202条の9 (略)

(地域との連携等)

第202条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

<p>(新設)</p>	<p>2 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。</u></p>
<p>第202条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準じるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況_____</u>  <u>_____等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない</u></p>	<p>6 _____ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は_____、  <u>法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準じるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない</u></p>

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の\_\_\_\_\_報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第202条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の5まで及び第200条の8から第201条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の11において読み替えて準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の11において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条の11」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の11において準用する第201条の4第1項の協力医療

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第202条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条\_\_\_\_\_、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の5まで及び第200条の8から第201条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の11において読み替えて準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の11において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条の11」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の11において準用する第201条の4第1項の協力医療

機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第202条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第202条の22において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助

---

\_\_\_\_\_ (第202条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、こ

機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第202条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第202条の22において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助(第202条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、こ

の節に定めるところによる。

(基本方針)

第202条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助\_\_\_\_\_を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第202条の14～第202条の21 (略)

(準用)

第202条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の7まで及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の22において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外

の節に定めるところによる。

(基本方針)

第202条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第202条の14～第202条の21 (略)

(準用)

第202条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条\_\_\_\_\_、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の7まで及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の22において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外

部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の22において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の22において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の22において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条の22」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の22において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第200条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第203条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指

部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の22において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の22において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の22において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第202条の22」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の22において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第200条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第203条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指



定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準第58条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

- 2 多機能型事業所(前項に規定する指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第5項並びに第175条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとするすることができる。

- 2 多機能型事業所(前項に規定する指定児童発達支援事業所\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第5項並びに第175条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとするすることができる。

(1) ・ (2) (略)

第204条～第207条 (略)

(従業者の員数)

第208条 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 理学療法士又は作業療法士

\_\_\_\_\_ 1以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

(4) ～ (6) (略)

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 ・ 4 (略)

(管理者)

第209条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させる

\_\_\_\_\_ことができるものとする。

(1) ・ (2) (略)

第204条～第207条 (略)

(従業者の員数)

第208条 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

\_\_\_\_\_ 1以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

(4) ～ (6) (略)

2 前項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 ・ 4 (略)

(管理者)

第209条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる

\_\_\_\_\_ことができるものとする。

第210条 (略)

(準用)

第211条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第84条、第89条から第91条まで、第92条(第10号を除く。)及び第93条から第95条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第211条第1項において準用する第92条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項及び第3項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項及び第3項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第211条第1

第210条 (略)

(準用)

第211条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第84条、第89条から第91条まで、第92条(第10号を除く。)及び第93条から第95条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第211条第1項において準用する第92条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項及び第3項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項及び第3項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第211条第2項において準用する第85条第2項、第211条第3項及び第5項において準用する第147条第2項並びに第211条第4項において準用する第158条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第211条第1

項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、3月)」と、第62条\_\_\_\_中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第211条第1項において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第211条第1項」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(電磁的記録等)

第212条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を

項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、3月)」と、第62条第1項中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第211条第1項において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第211条第1項」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第211条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(電磁的記録等)

第212条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を

いう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第96条、第96条の5、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11、第202条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第55条第1項、第105条第1項(第111条の4において準用する場合を含む。)、第200条の2第1項(第202条の11及び第202条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

#### 附 則

1 (略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、

いう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第96条、第96条の5、第124条、第150条、第150条の5、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の5、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11、第202条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第55条第1項、第105条第1項(第111条の4において準用する場合を含む。)、第200条の2第1項(第202条の11及び第202条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

#### 附 則

1 (略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、

理学療法士又は作業療法士

及び生活支援員の総数は、第81条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)・(2) (略)

3～7 (略)

(地域移行型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

8 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第202条又は第202条の22において準用する第61条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第6項に定める期間内に附則第7項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

9～12 (略)

13 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、第202条において準用する第69条に定める業務のほか、第200条の5各号に掲げる業務を行うものとする。

14 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

15 第200条の6第3項及び第202条の8第

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第81条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)・(2) (略)

3～7 (略)

(地域移行型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

8 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第202条又は第202条の22において準用する第61条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第6項に定める期間内に附則第7項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第5項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

9～12 (略)

13 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、第202条において準用する第69条に定める業務のほか、第200条の5第1項各号に掲げる業務を行うものとする。

14 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

15 第200条の6第3項及び第202条の8第

4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

16 第200条の6第3項及び第202条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) ・ (2) (略)

以下略

4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

16 第200条の6第3項及び第202条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) ・ (2) (略)

以下略

## 議案第 60 号

# 福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等に利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

- (1) 利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じることを義務化
- (2) 地域移行等意向確認担当者の選任することを義務化
- (3) 個別支援会議への利用者等の招集を義務化
- (4) 生活介護を行う場合等の配置すべき従業者に言語聴覚士を追加
- (5) 1年に1回以上の地域連携推進会議の開催を義務化
- (6) 新興感染症発生時等の対応を協定医療機関との間で取り決めておくことを努力義務化
- (7) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和6年4月1日

### 4 福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
第1条・第2条 (略)  (指定障害者支援施設等の一般原則)	第1条・第2条 (略)  (指定障害者支援施設等の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)  (新設)	2・3 (略)  <u>4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じ</u>



(新設)

第4条 (略)

(従業者の員数)

第5条 (略)

(1) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) ・ (b) (略)

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士の数、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために

なければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第4条 (略)

(従業者の員数)

第5条 (略)

(1) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) ・ (b) (略)

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために

必要な数とする。

d (略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

必要な数とする。

d (略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3) ～ (6) (略)

2・3 (略)

第6条～第25条 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行

い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

エ～カ (略)

(3) ～ (6) (略)

2・3 (略)

第6条～第25条 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなけれ

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に交付しなければならない。

8・9 (略)

(1)・(2) (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 (略)

(新設)

ばならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない。

9・10 (略)

(1)・(2) (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適

(新設)

切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

(新設)

第28条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第29条～第50条 (略)

第29条～第50条 (略)

(協力医療機関等)

(協力医療機関等)

第51条 (略)

第51条 (略)

2 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」

<p>(新設)</p> <p>第52条～第57条 (略)</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第58条 <u>指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p>以下略</p>	<p><u>という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第52条～第57条 (略)</p> <p>第58条 <u>削除</u></p> <p>以下略</p>
--	--

## 議案第 61 号

### 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、就労選択支援の事業の運営の基準を定める等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

- (1) 事業所の利用者の意思決定の支援に対する配慮を明確化
- (2) 個別支援会議への利用者等の招集を義務化
- (3) 生活介護等の配置すべき従業者に言語聴覚士を追加
- (4) 就労選択支援の設備及び運営に関する基準の追加
- (5) 就労移行支援の定員規模の緩和
- (6) その他規定の整備

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

ただし、就労選択支援に関する規定については、規則で定める日

#### 4 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第 1 章～第 5 章 (略)	第 1 章～第 5 章 (略)
(新設)	<u>第 5 章の 2 就労選択支援(第 61 条の 2 - 第 61 条の 8)</u>
第 6 章～附則 (略)	第 6 章～附則 (略)
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(定義)	(定義)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
(1) ・ (2) (略)	(1) ・ (2) (略)
(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19	(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19



号。以下「規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第8章までに定める事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供し

号。以下「規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業

\_\_\_\_\_、放課後等デイサービス(同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第5章まで及び第6章から第8章までに定める事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供し

なければならない。

2・3 (略)

第4条～第15条 (略)

(療養介護の取扱方針)

第16条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第17条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行

---

、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレ

なければならない。

2・3 (略)

第4条～第15条 (略)

(療養介護の取扱方針)

第16条 (略)

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第17条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつ

つ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレ

ビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し\_\_\_\_\_、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者\_\_\_\_\_に交付しなければならない。

8・9 (略)

(1)・(2) (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (略)

(新設)

第19条～第39条 (略)

ビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障がい児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

9・10 (略)

(1)・(2) (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第19条～第39条 (略)

(職員の配置の基準)

第40条 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章並びに附則において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) ～ (ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(職員の配置の基準)

第40条 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章並びに附則において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) ～ (ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

第41条～第50条 (略)

(準用)

第51条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第33条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第51条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第51条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第51条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第51条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第51条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条 中「前条」とあるのは「第51条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第52条 (略)

(職員の配置の基準)

第53条 (略)

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

第41条～第50条 (略)

(準用)

第51条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第33条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第51条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第51条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第51条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第51条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第51条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第51条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第52条 (略)

(職員の配置の基準)

第53条 (略)

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士  
\_\_\_\_\_の数は、自立訓練(機能訓練)  
事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

第54条 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第55条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第64条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第56条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条及び第45条の2から第50条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第56条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

第54条 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第55条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第62条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第56条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条及び第45条の2から第50条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第56条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計

画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第56条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第56条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第56条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第56条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第56条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第57条～第60条 (略)

(準用)

第61条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第37条まで、第41条、第42条、第45条の2から第50条まで、第54条及び第55条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第61条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条にお

画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第56条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第56条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第56条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第56条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第56条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第57条～第60条 (略)

(準用)

第61条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第37条まで、第41条、第42条、第45条の2から第50条まで、第54条及び第55条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第61条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条にお

いて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条\_\_\_\_中「前条」とあるのは「第61条において準用する前条」と、第41条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

いて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第61条において準用する前条」と、第41条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

## 第5章の2 就労選択支援

### (基本方針)

第61条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### (規模)

第61条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

### (職員の配置の基準)

第61条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1



(2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)就労選択支援事業所に、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第61条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第61条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。

(新設)

(新設)

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第61条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路

(新設)

	<p><u>選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(準用)</u></p> <p><u>第61条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条、第45条及び第46条から第50条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第62条 (略)</p>	<p>第62条 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(規模)</u></p> <p><u>第62条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p>
<p>第63条 (略)</p>	<p>第63条 (略)</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第64条 <u>就労移行支援の事業を行う者(以下</u></p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第64条 <u>就労移行支援事業所</u></p>

「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

2 ～ 6 (略)

第65条～第69条 (略)

(新設)

(準用)

第70条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第45条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第70条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第70条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第70条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第70条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条 中「前条」

に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

2 ～ 6 (略)

第65条～第69条 (略)

(就労選択支援に関する情報提供)

第69条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第70条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第44条、第45条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第70条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第70条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第70条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第70条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」

とあるのは「第70条において準用する前条」と、第38条ただし書及び第41条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

第71条～第84条 (略)

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第86条・第87条 (略)

(準用)

第88条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、第37条、第38

とあるのは「第70条において準用する前条」と、第41条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

第71条～第84条 (略)

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、第42条、第46条から第50条まで、第54条及び第69条の2の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第86条・第87条 (略)

(準用)

第88条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、第37条、第38

条、第42条、第44条、第46条から第50条まで、第54条\_\_\_\_\_、第72条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条\_\_\_\_\_中「前条」とあるのは「第88条において準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」とい

条、第42条、第44条、第46条から第50条まで、第54条、第69条の2、第72条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第88条において準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」とい

う。) (以下「多機能型事業所」と総称する。) は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第54号。以下「指定通所支援基準」という。))第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第57条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。))の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第90条～第92条 (略)

#### 附 則

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士 及び生活支援員の総数は、第40条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

う。) (以下「多機能型事業所」と総称する。) は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第54号。以下「指定通所支援基準」という。))第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第90条～第92条 (略)

#### 附 則

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第40条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) ・ (2) (略)

3～5 (略)

6 法第5条第22項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)が、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第38条(第56条、第70条及び第88条において準用する場合を含む。)、第58条第1項及び第89条第4項の規定の適用については、  
「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして福岡県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認める地域」とする。

以下略

(1) ・ (2) (略)

3～5 (略)

6 法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)が、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第38条(第56条、第70条及び第88条において準用する場合を含む。)、第58条第1項及び第89条第4項の規定の適用については、  
「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして福岡県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認める地域」とする。

以下略



## 議案第 62 号

# 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、障害者支援施設に利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

- (1) 利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じることを義務化
- (2) 地域移行等意向確認担当者の選任することを義務化
- (3) 個別支援会議への利用者等の招集を義務化
- (4) 生活介護を行う場合等の配置すべき従業者に言語聴覚士を追加
- (5) 1年に1回以上の地域連携推進会議の開催を義務化
- (6) 新興感染症発生時等の対応を協定医療機関との間で取り決めておくことを努力義務化
- (7) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和6年4月1日

### 4 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
(障害者支援施設の一般原則)	(障害者支援施設の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(新設)	<u>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u>

(新設)

第4条～第10条 (略)

(職員の配置の基準)

第11条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) ・ (b) (略)

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第4条～第10条 (略)

(職員の配置の基準)

第11条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) ・ (b) (略)

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位

ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(3) (略)

ア (略)

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができ

ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(3) (略)

ア (略)

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができ

る。

エ～カ (略)

(4) ～ (7) (略)

2～4 (略)

第12条～第17条 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(新設)

る。

エ～カ (略)

(4) ～ (7) (略)

2～4 (略)

第12条～第17条 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)に交付しなければならない。

8・9 (略)

(1)・(2) (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (略)

(新設)

判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない。

9・10 (略)

(1)・(2) (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決

(新設)

定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(新設)

第21条～第39条 (略)

(協力医療機関等)

第40条 (略)

2 (略)

(新設)

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を法第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第21条～第39条 (略)

(協力医療機関等)

第40条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項にお

<p>(新設)</p> <p>第41条～第43条 (略)</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第44条 <u>障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p>以下略</p>	<p><u>いて「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第41条～第43条 (略)</p> <p>第44条 削除</p> <p>以下略</p>
---	--



## 議案第 64 号

# 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、特別養護老人ホームに緊急時等における対応方法の定期的な見直しを義務づける必要があるによる。

### 2 改正内容

緊急時等の対応に係る規定の追加

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

### 4 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条～第 9 条 (略)	第 1 条～第 9 条 (略)
(緊急時等の対応)	(緊急時等の対応)
第 9 条の 2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる医師 _____ との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	第 9 条の 2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる医師及び当該特別養護老人ホームが定めた協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
(新設)	2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。
以下略	以下略

# 議案第 66 号 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

## 1 改正理由

第 9 期介護保険事業計画（令和 6～8 年度）において、介護保険事業の健全な運営を図るため、保険料率の改定を行う等の必要があるもの。

## 2 改正内容

### (1) 保険料率等の改定（第 9 条の改正）

ア 基準となる第 5 段階の保険料を、年額 82,784 円に改定するもの。

イ 被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課するため、第 13 段階を多段階化して 15 段階までとするもの。

### (2) 規定の整備（第 11 条の改正）

保険料率段階を 13 段階から 15 段階に変更したことに伴い、所要の整備を行うもの。

○第 9 期(令和 6～8 年度)

【参考】第 8 期(令和 3～5 年度)

区 分			乗率	保険料 年額	区 分	乗率	保険料 年額	
第 1 段階	世帯 非課税	本人 非課税	生活保護, 老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.245	20,282 円	第 1 段階	0.25	18,675 円
第 2 段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	0.395	32,700 円	第 2 段階	0.40	29,880 円
第 3 段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超の方	0.685	56,707 円	第 3 段階	0.70	52,289 円
第 4 段階	世帯 課税	本人 課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.90	74,506 円	第 4 段階	0.90	67,229 円
第 5 段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超の方	1.00	82,784 円	第 5 段階	1.00	74,699 円
第 6 段階			本人の合計所得金額が 125 万円以下の方	1.10	91,063 円	第 6 段階	1.10	82,169 円
第 7 段階			本人の合計所得金額が 125 万円超 200 万円未満の方	1.30	107,620 円	第 7 段階	1.30	97,109 円
第 8 段階			本人の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	1.60	132,455 円	第 8 段階	1.60	119,518 円
第 9 段階			本人の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	1.80	149,012 円	第 9 段階	1.80	134,458 円
第 10 段階			本人の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	2.00	165,568 円	第 10 段階	2.00	149,398 円
第 11 段階			本人の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	2.20	182,125 円	第 11 段階	2.20	164,338 円
第 12 段階			本人の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	2.40	198,682 円	第 12 段階	2.40	179,278 円
第 13 段階			本人の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方	2.50	206,960 円	第 13 段階	2.50	186,748 円
第 14 段階			本人の合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の方	2.60	215,239 円			
第 15 段階			本人の合計所得金額が 900 万円以上の方	2.70	223,517 円			

## 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市介護保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条 ～ 第8条の2 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,615円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,554円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,024円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,229円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,699円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,169円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)が125万1円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>第1条 ～ 第8条の2 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,356円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,257円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,121円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>74,506円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>82,784円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>91,063円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)が125万1円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者  
97,109円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ 又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者  
119,518円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ 又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者  
134,458円

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者  
107,620円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者  
132,455円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者  
149,012円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者  
149,398円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者  
164,338円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。

(12) 次のいずれかに該当する者  
179,278円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課され

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者  
165,568円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者  
182,125円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。

(12) 次のいずれかに該当する者  
198,682円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課され

<p>る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))<u>に該当する者を除く。)</u></p>	<p>る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))<u>、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</u></p>
<p>(13) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>186,748円</u></p>	<p>(13) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>206,960円</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p>(14) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>215,239円</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>ア 合計所得金額が900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p>(15) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>223,517円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,675円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,282円</u>とする。</p>
<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,880円</u>とする。</p>	<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,700円</u>とする。</p>
<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率</p>	<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率</p>

は、同号の規定にかかわらず、52,289円とする。

第10条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第11条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者が令第39条第1項第1号イ、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第9条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ

に該当するに至った場合(令第39条第1項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った場合及び同号イ(1)に係る者となった場合を除く。)における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第9条第1項第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4・5 (略)

(以下略)

は、同号の規定にかかわらず、56,707円とする。

第10条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第11条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者が令第39条第1項第1号イ、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第9条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号

イに該当するに至った場合(令第39条第1項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った場合及び同号イ(1)に係る者となった場合を除く。)における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第9条第1項第6号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4・5 (略)

(以下略)

## (参考資料)

### 第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度) における第1号被保険者保険料の設定について

第9期保険料基準月額 6,899円(674円・10.8%増)

第8期保険料基準月額 6,225円

#### 1. 保険料算定基数等

基数	第8期 (R3～R5年度)	第9期 (R6～R8年度)	増加率等
(1) 第1号被保険者数3年間平均	354,470人	366,400人	3.4%増
(2) 要介護認定者数3年間平均	74,610人	77,190人	3.5%増
(3) 第1号被保険者負担率 ※介護保険費用に対して第1号被保険者が負担する割合	23.7%	24.2%	0.5ポイント増
(4) 予定保険料収納率	98.77%	99.36%	0.59ポイント増
(5) 介護保険費用	3,396億円	3,787億円	11.5%増

#### 2. 保険給付費等の負担割合

支出区分	負担割合 (第9期)					
	国負担分		県負担分	市負担分	第2号保険料 (40～64歳)	第1号保険料 (65歳以上)
	定率負担分	調整交付金				
保険給付費 (居宅給付費)	20%	3.8%	12.5%	12.5%	27%	24.2%
保険給付費 (施設等給付費)	15%	3.8%	17.5%	12.5%	27%	24.2%
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業費)	20%	3.8%	12.5%	12.5%	27%	24.2%
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業費)	38.5%		19.25%	19.25%	—	23%

#### 4. 第9期保険料の設定

区 分			
第1段階	世帯 非課税	本人 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方
第4段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階(基準)			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方
第6段階	世帯 課税	本人 課税	本人の合計所得金額が125万円以下の方
第7段階			本人の合計所得金額が125万円超 200万円未満の方
第8段階			本人の合計所得金額が200万円以上 300万円未満の方
第9段階			本人の合計所得金額が300万円以上 400万円未満の方
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上 500万円未満の方
第11段階			本人の合計所得金額が500万円以上 600万円未満の方
第12段階			本人の合計所得金額が600万円以上 700万円未満の方
第13段階			本人の合計所得金額が700万円以上 800万円未満の方
第14段階			本人の合計所得金額が800万円以上 900万円未満の方
第15段階			本人の合計所得金額が900万円以上の方

※第1段階～第3段階は公費投入による軽減後の額

※軽減前の乗率 第1段階：0.415 第2段階：0.595 第3段階：0.69



### 3. 第9期の保険財政の負担額

介護保険費用額	収入額
3,787億円	3,787億円
保険給付費 3,509億円	保険給付費等に対する 公費負担 (国・県・市) 1,874億円  社会保険診療報酬 支払基金交付金 (第2号被保険者 (40～64歳)保険料) 998億円  第1号被保険者 (65歳以上) 保険料収納必要額 899億円  基金繰入 16億円
地域支援事業費 278億円	

**保険財政の収支**  
※地域支援事業費には、令和6年度から重層的支援体制整備事業へ移行する事業費も含む。

(億円)

	R6	R7	R8	計
保険給付費	1,138	1,168	1,203	3,509
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業費)	59	63	66	188
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業費)	30	30	30	90
介護保険費用 計	1,227	1,261	1,299	3,787

  

保険給付費	607	624	643	1,874
等に対する 国・県	452	464	478	1,394
公費負担 市	155	160	165	480
支払基金交付金	323	333	342	998
第1号被保険者負担	297	304	314	915
(うち基金繰入)	(1)	(5)	(10)	(16)
収入 計	1,227	1,261	1,299	3,787

低所得者(第1～3段階)の保険料負担軽減のための公費の投入等  
(国・県・市)  
**50億円**

第1号被保険者負担 915億円

第1号被保険者保険料の負担軽減のための基金繰入  
(介護給付費準備基金)  
**16億円**

【参考】 第8期保険料(令和3年度～令和5年度)

乗率	保険料年額	保険料月額	区分	乗率	保険料年額	保険料月額
0.245	20,282円	1,690円	第1段階	0.25	18,675円	1,556円
0.395	32,700円	2,725円	第2段階	0.40	29,880円	2,490円
0.685	56,707円	4,726円	第3段階	0.70	52,289円	4,357円
0.90	74,506円	6,209円	第4段階	0.90	67,229円	5,602円
1.00	82,784円	6,899円	第5段階(基準)	1.00	74,699円	6,225円
1.10	91,063円	7,589円	第6段階	1.10	82,169円	6,847円
1.30	107,620円	8,968円	第7段階	1.30	97,109円	8,092円
1.60	132,455円	11,038円	第8段階	1.60	119,518円	9,960円
1.80	149,012円	12,418円	第9段階	1.80	134,458円	11,205円
2.00	165,568円	13,797円	第10段階	2.00	149,398円	12,450円
2.20	182,125円	15,177円	第11段階	2.20	164,338円	13,695円
2.40	198,682円	16,557円	第12段階	2.40	179,278円	14,940円
2.50	206,960円	17,247円	第13段階	2.50	186,748円	15,562円
2.60	215,239円	17,937円				
2.70	223,517円	18,626円				

※第1段階～第3段階は公費投入による軽減後の額  
※軽減前の乗率 第1段階：0.45 第2段階：0.65 第3段階：0.75

## 議案第 67 号

### 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅サービス事業者に身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じるよう義務付ける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

身体的拘束等の適正化のための措置の追加、管理者の兼務範囲の拡大、訪問リハビリテーションのみなし指定の対象拡大に係る規定の追加、経過措置の延長等

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションに係る基準を改める規定は、令和 6 年 6 月 1 日

#### 4 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第 1 章～第 4 章（略）	第 1 章～第 4 章（略）
第 5 章 訪問リハビリテーション	第 5 章 訪問リハビリテーション
第 1 節～第 3 節（略）	第 1 節～第 3 節（略）
第 4 節 運営に関する基準（第 44 条・ <u>第 45 条</u> ）	第 4 節 運営に関する基準（第 44 条— <u>第 45 条</u> ）
第 6 章 居宅療養管理指導	第 6 章 居宅療養管理指導
第 1 節～第 3 節（略）	第 1 節～第 3 節（略）
第 4 節 運営に関する基準（第 49 条・ <u>第 50 条</u> ）	第 4 節 運営に関する基準（第 49 条— <u>第 50 条</u> ）
第 7 章～第 11 章（略）	第 7 章～第 11 章（略）
第 12 章 福祉用具貸与	第 12 章 福祉用具貸与
第 1 節～第 3 節（略）	第 1 節～第 3 節（略）
第 4 節 運営に関する基準（第 134 条・ <u>第 135 条</u> ）	第 4 節 運営に関する基準（第 134 条— <u>第 135 条</u> ）
第 5 節（略）	第 5 節（略）
第 13 章 特定福祉用具販売	第 13 章 特定福祉用具販売
第 1 節～第 3 節（略）	第 1 節～第 3 節（略）

第4節 運営に関する基準(第142条)

第14章 (略)

附則

第1条～第6条 (略)

(管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第8条～第11条 (略)

(新設)

(新設)

第12条～第18条 (略)

(管理者)

第19条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護

第4節 運営に関する基準(第141条の2・第142条)

第14章 (略)

附則

第1条～第6条 (略)

(管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第8条～第11条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第11条の2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定訪問介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第12条～第18条 (略)

(管理者)

第19条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護

事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第20条～第23条 (略)

(管理者)

第24条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第25条・第26条 (略)

(新設)

(新設)

第27条～第30条 (略)

(管理者)

第31条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業

事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第20条～第23条 (略)

(管理者)

第24条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第25条・第26条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第26条の2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第27条～第30条 (略)

(管理者)

第31条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業

所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第32条～第35条 (略)

(管理者)

第36条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第37条・第38条 (略)

(新設)

(新設)

第39条～第41条 (略)

第42条 (略)

2 (略)

(新設)

所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第32条～第35条 (略)

(管理者)

第36条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第37条・第38条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第38条の2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定訪問看護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第39条～第41条 (略)

第42条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第69

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第41条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項\_\_\_\_\_に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項\_\_\_\_の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第43条・第44条 (略)

(新設)

号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。)第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成30年福岡市条例第18号。以下「介護医療院基準条例」という。)第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項の規定に基づく規則に規定する基準(医師に係るものに限る。)を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第41条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第43条・第44条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第44条の2 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

<p>(新設)</p>	<p><u>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>
<p>第45条～第49条 (略)</p>	<p>第45条～第49条 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(身体的拘束等の禁止)</u>  <u>第49条の2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 指定居宅療養管理指導事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>
<p>第50条～第52条 (略)</p>	<p>第50条～第52条 (略)</p>
<p>(管理者)  第53条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)  第53条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>第54条・第55条 (略)</p>	<p>第54条・第55条 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(身体的拘束等の禁止)</u>  <u>第55条の2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体</u></p>

(新設)

第56条～第68条 (略)

(管理者)

第69条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第70条～第72条 (略)

第73条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第63条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通

的拘束等を行ってはならない。

2 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第56条～第68条 (略)

(管理者)

第69条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第70条～第72条 (略)

第73条 (略)

2 (略)

3 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は介護医療院基準条例第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項の規定に基づく規則に規定する基準(医師に係るものに限る。)を満たしているものとみなすことができる。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第63条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通



所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第62条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第63条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第74条・第75条 (略)

(新設)

(新設)

第76条～第79条 (略)

(管理者)

第80条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第62条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第63条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第74条・第75条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第75条の2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条～第79条 (略)

(管理者)

第80条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は   他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第81条～第84条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第85条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断

\_\_\_\_\_その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条、第94条、第106条及び第112条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

(新設)

8 (略)

第86条～第93条 (略)

第81条～第84条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第85条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等  
\_\_\_\_\_を行ってはならない。

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のため

の対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下\_\_\_\_\_同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

8 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

第81条～第93条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第94条 (略)

2～9 (略)

(新設)

10 (略)

第95条～第97条 (略)

(管理者)

第98条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第99条～第102条 (略)

第103条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第94条 (略)

2～9 (略)

10 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

11 (略)

第95条～第97条 (略)

(管理者)

第98条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第99条～第102条 (略)

第103条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短

期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) (略)

2・3 (略)

第104条 指定短期入所療養介護事業所は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を有しなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第69号)第19

期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

(1) (略)

(削る)

(2) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所

である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(4) (略)

2・3 (略)

第104条 指定短期入所療養介護事業所は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を有しなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準条例

第19

条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第72号)第18条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備

(4) (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成30年福岡市条例第18号)第19条に規定するユニット型介護医療院をいう。第111条において同じ。))に関するものを除く。)

2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3・4 (略)

(対象者)

第105条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及

条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)

(削る)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備

(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準条例 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_第19条に規定するユニット型介護医療院をいう。第111条において同じ。))に関するものを除く。)

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3・4 (略)

(対象者)

第105条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及



指定短期入所療養介護事業所」という。)の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を有しなければならない

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

(新設)

指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、

(新設)

ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。

(3) 前2号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。

(3) 前2号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(新設)

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第103条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業と

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第103条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業と



ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第101条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第103条第1項 \_\_\_\_\_に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項 \_\_\_\_\_に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第112条 (略)

2～9 (略)

(新設)

10 (略)

第113条～第115条 (略)

(管理者)

第116条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第101条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第103条第1項 から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、それぞれ前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第112条 (略)

2～9 (略)

10 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

11 (略)

第113条～第115条 (略)

(管理者)

第116条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は \_\_\_\_\_ 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第117条～第120条 (略)

第121条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第122条～第125条 (略)

(管理者)

第126条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第127条～第130条 (略)

(従業者)

第131条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに、福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

第117条～第120条 (略)

第121条 (略)

2～4 (略)

5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) (略)

6～9 (略)

第122条～第125条 (略)

(管理者)

第126条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第127条～第130条 (略)

(従業者)

第131条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに、福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2・3 (略)

(管理者)

第132条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第133条・第134条 (略)

(新設)

(新設)

第135条～第139条 (略)

(管理者)

第140条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者)

第132条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第133条・第134条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第134条の2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第135条～第139条 (略)

(管理者)

第140条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第141条 (略)	第141条 (略)
(新設)	( <u>身体的拘束等の禁止</u> )
(新設)	<u>第141条の2 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>
	<u>2 指定特定福祉用具販売事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>
	( <u>準用</u> )
第142条 (略)	第142条 (略)
以下略	以下略

5 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年福岡市条例第25条）新旧対照表（第2条関係）  
 ※下線部分が改正部分

旧	新
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
<u>(虐待の防止に係る経過措置)</u>	<u>(虐待の防止に係る経過措置)</u>
2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項及び第16条の2(改正後の条例第17条の3、第21条、第29条、第33条、第40条、第45条、第50条、第57条、第59条、第71条、第77条、第89条(改正後の条例第95条において準用する場合を含む。)、第95条の3、第101条、第108条(改正後の条例第113条において準用する場合を含む。)、第122条、第129条、第	2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項(改正後の条例第47条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第16条の2(改正後の条例第50条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

135条、第137条及び第142条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

以下略

以下略

## 議案第 68 号

### 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者に身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

身体的拘束等の適正化のための措置の追加、管理者の兼務範囲の拡大、緊急時の対応に係る規定の追加

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条～第 7 条 (略)	第 1 条～第 7 条 (略)
(管理者)	(管理者)
第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
第 9 条～第 12 条 (略)	第 9 条～第 12 条 (略)
	<u>(身体的拘束等の禁止)</u>

(新設)

(新設)

第13条～第22条 (略)

(管理者)

第23条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所(同項に規定する指定訪問介護事業所をいう。)の職務に従事することができるものとする。

第12条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第13条～第22条 (略)

(管理者)

第23条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該\_\_\_\_\_他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所(同項に規定する指定訪問介護事業所をいう。)の職務に従事することができるものとする。

第24条・第25条 (略)

(新設)

(新設)

第26条～第28条の3 (略)

(管理者)

第28条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第28条の5・第28条の6 (略)

(新設)

(新設)

第24条・第25条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第25条の2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第26条～第28条の3 (略)

(管理者)

第28条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第28条の5・第28条の6 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第28条の6の2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊



第28条の7～第28条の13 (略)

(管理者)

第28条の14 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第28条の15～第28条の17 (略)

(新設)

(新設)

第28条の18～第30条 (略)

(管理者)

第31条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上

急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第28条の7～第28条の13 (略)

(管理者)

第28条の14 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第28条の15～第28条の17 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第28条の17の2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第28条の18～第30条 (略)

(管理者)

第31条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上

支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第32条・第33条 (略)

(利用定員等)

第34条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第42条第2項及び第89条第2項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第35条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型

支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第32条・第33条 (略)

(利用定員等)

第34条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)\_\_\_\_\_

第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第42条第2項及び第89条第2項において「指定居宅サービス事業等」という。)

(管理者)

第35条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型

通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第36条 (略)

第37条から第38条の2まで削除

第39条～第41条 (略)

(管理者)

第42条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する規則で定める施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者

通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、\_\_\_\_\_他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第36条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第37条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第38条 削除

(削除)

第39条～第41条 (略)

(管理者)

第42条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断

\_\_\_\_\_その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第94条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) 略

3・4 略

(新設)

第48条～第52条 (略)

(管理者)

第53条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第54条～第56条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方

を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のため

の対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下\_\_\_\_\_同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) 略

3・4 略

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第48条～第52条 (略)

(管理者)

第53条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第54条～第56条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方

針)

第57条 略

2～5 略

6 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条、第69条、第77条及び第85条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) 略

7～10 略

(管理者による管理)

第58条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第59条～第63条 (略)

(管理者)

第64条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における

針)

第57条 略

2～5 略

6 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1)～(3) 略

7～10 略

(管理者による管理)

第58条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、\_\_\_\_\_当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第59条～第63条 (略)

(管理者)

第64条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における

他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この章において同じ。)の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第65条～第77条 (略)

(緊急時等の対応)

第77条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第74条第1項第1号に掲げる医師\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(管理者による管理)

第78条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地

他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等若しくは本体施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第65条～第77条 (略)

(緊急時等の対応)

第77条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第74条第1項第1号に掲げる医師及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設が定めた協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第78条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地

域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この章において同じ。)の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

第79条～第85条 (略)

(準用)

第86条 第10条、第11条、第16条、第17条の2、第18条、第28条の7、第70条、第76条及び第78条 から第80条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と読み替えるものとする。

第87条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第34条に規定する訪問看護の基本方針及び第40条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第88条 略

域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、\_\_\_\_\_他の事業所、施設等又は本体施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

第79条～第85条 (略)

(準用)

第86条 第10条、第11条、第16条、第17条の2、第18条、第28条の7、第70条、第76条及び第77条の2から第80条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条並びに第17条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第28条の7第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節第3款」と読み替えるものとする。

第87条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第34条に規定する訪問看護の基本方針及び第40条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第88条 (略)



(管理者)

第89条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する規則で定める施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第90条～第93条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第94条 (略)

2～4 (略)

(新設)

以下略

(管理者)

第89条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等\_\_\_\_\_の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第90条～第93条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第94条 (略)

2～4 (略)

5 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

以下略

## 議案第 69 号

# 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者に対し身体的拘束等を禁止する等の必要があるによる。

### 2 改正内容

身体的拘束等の禁止の追加、管理者の兼務範囲の拡大、利用者等への説明事項の一部努力義務化

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

### 4 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条～第 5 条 (略)	第 1 条～第 5 条 (略)
(管理者)	(管理者)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 管理者が <u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u>	(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第 7 条 (略)	第 7 条 (略)
<u>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ</u> _____ <u>、居宅サービス</u> <u>計画が第 4 条に定める基本方針及び利用</u>	<u>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ</u> _____ <u>利用者又はその家族に対し、居宅サービス</u> <u>計画が第 4 条に定める基本方針及び利用</u>

者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間にその指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(新設)

3 (略)

第8条・第9条 (略)

(新設)

者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

第8条・第9条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第9条の2 指定居宅介護支援事業者は、指

<p>(新設)</p> <p>以下略</p>	<p><u>定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>以下略</p>
------------------------	--

**議案第 70 号**

**福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案**

**1 改正理由**

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護老人福祉施設に緊急時等における対応方法の定期的な見直しを義務づける等の必要があるによる。

**2 改正内容**

緊急時等の対応に係る規定の追加、管理者の兼務範囲の拡大

**3 施行期日**

令和 6 年 4 月 1 日

**4 福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表**  
**※下線部分が改正部分**

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条～第 10 条 (略)	第 1 条～第 10 条 (略)
(緊急時等の対応)	(緊急時等の対応)
第10条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	第10条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師及び当該指定介護老人福祉施設が定めた協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
(新設)	<u>2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u>
(管理者による管理)	(管理者による管理)

第11条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号）第72条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）をいう。）の職務に従事することができる。

以下略

第11条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、\_\_\_\_\_他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号）第72条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）をいう。）の職務に従事することができる。

以下略

## 議案第 71 号

# 福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護老人保健施設の管理者が兼務することができる職務の範囲を拡大する必要があるによる。

### 2 改正内容

管理者の兼務範囲の拡大

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

### 4 福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 7 条～第 11 条 (略)	第 7 条～第 11 条 (略)
(管理者による管理)	(管理者による管理)
第12条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、 <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの</u> とし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、次に掲げる施設の職務に従事できるものとする。	第12条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、 <u>_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの</u> とし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、次に掲げる施設の職務に従事できるものとする。
(1) ～ (3) (略)	(1) ～ (3) (略)
以下略	以下略

**議案第 72 号**

**福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案**

**1 改正理由**

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院の管理者が兼務することができる職務の範囲を拡大する必要があるによる。

**2 改正内容**

管理者の兼務範囲の拡大

**3 施行期日**

令和 6 年 4 月 1 日

**4 福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例新旧対照表**  
**※下線部分が改正部分**

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条～第11条 (略)	第 1 条～第11条 (略)
(管理者による管理)	(管理者による管理)
第12条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、 <u>同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設</u> (当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものとの密接な連携を確保しつつ、これらとは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設(福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第67号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第62条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。)をいう。)若しくは	第12条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、 <u>_____</u> 他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものとの密接な連携を確保しつつ、これらとは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設(福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第67号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第62条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。)をいう。)若しくは



サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいい、サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものとの密接な連携を確保しつつ、これらとは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

以下略

サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいい、サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するものとの密接な連携を確保しつつ、これらとは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

以下略

## 議案第 73 号

# 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い、指定介護予防サービス事業者に身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 改正内容

身体的拘束等の適正化のための措置の追加、管理者の兼務範囲の拡大、介護予防訪問リハビリテーションのみなし指定の対象拡大に係る規定の追加、経過措置の延長等

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

ただし、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防通所リハビリテーションに係る基準を改める規定は、令和 6 年 6 月 1 日

### 4 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第 1 章・第 2 章 (略)	第 1 章・第 2 章 (略)
第 3 章 介護予防訪問入浴介護	第 3 章 介護予防訪問入浴介護
第 1 節～第 4 節 (略)	第 1 節～第 4 節 (略)
第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 29 条_____)	第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 29 条・ <u>第 29 条の 2</u> )
第 6 節 略	第 6 節 略
第 4 章 介護予防訪問看護	第 4 章 介護予防訪問看護
第 1 節～第 4 節 (略)	第 1 節～第 4 節 (略)
第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 40 条_____)	第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 40 条・ <u>第 40 条の 2</u> )
第 5 章 介護予防訪問リハビリテーション	第 5 章 介護予防訪問リハビリテーション
第 1 節～第 4 節 (略)	第 1 節～第 4 節 (略)
第 5 節 介護予防のための効果的な支	第 5 節 介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準(第45条  
\_\_\_\_\_)

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節～第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準(第50条  
\_\_\_\_\_)

第7章 (略)

第8章 介護予防通所リハビリテーショ  
ン

第1節～第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準(第67条  
\_\_\_\_\_)

第9章～第11章 (略)

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節～第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準(第129  
条\_\_\_\_\_)

第6節 (略)

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節～第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準(第137  
条\_\_\_\_\_)

第14章 (略)

附則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年  
法律第123号\_\_\_\_\_ )第54  
条第1項第2号、第115条の2第2項第1  
号並びに第115条の4第1項及び第2項の  
規定に基づき、指定介護予防サービス等の  
事業の人員、設備及び運営等の基準等を定  
めるものとする。

第2条～第23条 (略)

援の方法に関する基準(第45  
条・第45条の2)

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節～第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準(第50  
条・第50条の2)

第7章 (略)

第8章 介護予防通所リハビリテーショ  
ン

第1節～第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準(第67  
条・第67条の2)

第9章～第11章 (略)

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節～第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準(第129  
条・第129条の2)

第6節 (略)

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節～第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準(第137  
条・第137条の2)

第14章 (略)

附則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年  
法律第123号。以下「法」という。)第54  
条第1項第2号、第115条の2第2項第1  
号並びに第115条の4第1項及び第2項の  
規定に基づき、指定介護予防サービス等の  
事業の人員、設備及び運営等の基準等を定  
めるものとする。

第2条～第23条 (略)

(管理者)

第24条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第29条 (略)

(新設)

(新設)

第30条 (略)

(管理者)

第31条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予

(管理者)

第24条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第25条～第29条 (略)

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第29条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第29条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。  
2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第30条 (略)

(管理者)

第31条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予

防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第32条～第35条 (略)

(管理者)

第36条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第37条～第39条 (略)

第40条 (略)

(新設)

(新設)

第41条 (略)

防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第32条～第35条 (略)

(管理者)

第36条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第37条～第39条 (略)

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第40条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第40条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第41条 (略)

第42条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第42条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第41条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第42条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第42条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第69号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。)第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成30年福岡市条例第18号。以下「介護医療院基準条例」という。)第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項の規定に基づく規則に規定する基準(医師に係るものに限る。)を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第42条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第41条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第42条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第43条・第44条 (略)

第45条 (略)

(新設)

(新設)

第46条～第49条 (略)

第50条 (略)

(新設)

(新設)

第51条～第62条 (略)

第43条・第44条 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーション  
の基本取扱方針)

第45条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第45条の2 指定介護予防訪問リハビリテ  
ーション事業者は、指定介護予防訪問リ  
ハビリテーションの提供に当たっては、当該  
利用者又は他の利用者等の生命又は身体  
を保護するため緊急やむを得ない場合を  
除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション  
事業者は、身体的拘束等を行う場合には、  
その態様及び時間、その際の利用者の心身  
の状況並びに緊急やむを得ない理由を記  
録しなければならない。

第46条～第49条 (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本  
取扱方針)

第50条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第50条の2 指定介護予防居宅療養管理指  
導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指  
導の提供に当たっては、当該利用者又は他  
の利用者等の生命又は身体を保護するた  
め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘  
束等を行ってはならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者  
は、身体的拘束等を行う場合には、その態  
様及び時間、その際の利用者の心身の状況  
並びに緊急やむを得ない理由を記録しな  
ければならない。

第51条～第62条 (略)

第63条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第72条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第73条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第64条～第66条 (略)

第67条 (略)

第63条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は介護医療院基準条例第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項の規定に基づく規則に規定する基準(医師に係るものに限る。)を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第72条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第73条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第64条～第66条 (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第67条 (略)



(新設)

(新設)

第68条・第69条 (略)

(管理者)

第70条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第71条～第74条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第75条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体

(身体的拘束等の禁止)

第67条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第68条・第69条 (略)

(管理者)

第70条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第71条～第74条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第75条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等\_\_\_\_\_を行ってはならない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体

拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断

\_\_\_\_\_その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第97条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1) ~ (3) (略)

3・4 (略)

(新設)

第76条~第88条 (略)

(管理者)

第89条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第90条~第93条 (略)

第94条 指定介護予防短期入所療養介護の

拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下

\_\_\_\_\_同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1) ~ (3) (略)

3・4 (略)

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第76条~第88条 (略)

(管理者)

第89条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第90条~第93条 (略)

第94条 指定介護予防短期入所療養介護の

事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) (略)

2・3 (略)

第95条 指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応

事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

(1) (略)

(削る)

(2) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所

\_\_\_\_\_である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(4) (略)

2・3 (略)

第95条 指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応

じ、それぞれ当該各号に定める設備を有し  
なければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護  
予防短期入所療養介護事業所 介護老  
人保健施設として必要とされる施設及  
び設備(ユニット型介護老人保健施設  
(福岡市介護老人保健施設の人員、施設  
及び設備並びに運営の基準を定める条  
例(平成24年福岡市条例第69号)第19条  
に規定するユニット型介護老人保健施  
設をいう。以下同じ。))に関するもの  
を除く。)

(2) 指定介護療養型医療施設である指  
定介護予防短期入所療養介護事業所  
平成18年旧介護保険法に規定する指定  
介護療養型医療施設として必要とされ  
る設備(ユニット型指定介護療養型医療  
施設(福岡市指定介護療養型医療施設の  
人員、設備及び運営の基準を定める条例  
(平成24年福岡市条例第72号)第18条に  
規定するユニット型指定介護療養型医  
療施設をいう。以下同じ。))に関するも  
のを除く。)

(3) 療養病床を有する病院又は診療所  
(指定介護療養型医療施設であるものを  
除く。)である指定介護予防短期入所療  
養介護事業所 療養病床を有する病院  
又は診療所として必要とされる設備

(4) (略)

(5) 介護医療院である指定介護予防短  
期入所療養介護事業所 法に規定する  
介護医療院として必要とされる施設及  
び設備(ユニット型介護医療院(福岡市  
介護医療院の人員、施設及び設備並び  
に運営の基準を定める条例(平成30年福岡  
市条例第18号)第19条に規定するユニッ  
ト型介護医療院をいう。第103条におい  
て同じ。))に関するものを除く。)

2 前項第3号及び第4号に該当する指定  
介護予防短期入所療養介護事業所にあっ

じ、それぞれ当該各号に定める設備を有し  
なければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護  
予防短期入所療養介護事業所 介護老  
人保健施設として必要とされる施設及  
び設備(ユニット型介護老人保健施設  
(介護老人保健施設基準条例

第19条

に規定するユニット型介護老人保健施  
設をいう。以下同じ。))に関するもの  
を除く。)

(削る)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所

である指定介護予防短期入所療  
養介護事業所 療養病床を有する病院  
又は診療所として必要とされる設備

(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短  
期入所療養介護事業所 法に規定する  
介護医療院として必要とされる施設及  
び設備(ユニット型介護医療院(介護医  
療院基準条例

第19条に規定する

ユニット型介護医療院をいう。第103条  
において同じ。))に関するものを除く。)

2 前項第2号及び第3号に該当する指定  
介護予防短期入所療養介護事業所にあっ

ては\_\_\_\_\_、消火設備  
その他の非常災害に際して必要な設備を  
有するものとする。

3・4 (略)

(対象者)

第96条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第97条 (略)

2～4 (略)

(新設)

ては、同項に定めるもののほか、消火設備  
その他の非常災害に際して必要な設備を  
有するものとする。

3・4 (略)

(対象者)

第96条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室\_\_\_\_\_

において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第97条 (略)

2～4 (略)

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。



介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

(新設)

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。

(3) 前2号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(新設)

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。

(3) 前2号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(新設)

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第111条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第109条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第111条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第104条～第107条 (略)

(管理者)

第108条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第109条～第112条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第111条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第109条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第111条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、それぞれ前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第104条～第107条 (略)

(管理者)

第108条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第109条～第112条 (略)

(身体的拘束等の禁止)





(管理者)

第126条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第127条・第128条 (略)

第129条 (略)

(新設)

(新設)

第130条～第133条 (略)

(管理者)

第134条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務

(管理者)

第126条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第127条・第128条 (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第129条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第129条の2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第130条～第133条 (略)

(管理者)

第134条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務

<p>に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第135条・第136条（略）</p> <hr/> <p>第137条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>以下略</p>	<p>に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第135条・第136条（略）</p> <p><u>（指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針）</u></p> <p>第137条（略）</p> <p><u>（身体的拘束等の禁止）</u></p> <p><u>第137条の2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>以下略</p>
--	--

5 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年福岡市条例第31号）新旧対照表（第2条関係）  
**※下線部分が改正部分**

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第27条の4の2（改正後の条例第33条、第39条、第44条、第49条、第66条、第79条（改</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項（改正後の条例第47条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用され</u></p>

正後の条例第85条において準用する場合を含む。）、第86条の3、第92条、第98条（改正後の条例第104条において準用する場合を含む。）、第114条、第122条、第128条、第131条及び第136条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

以下略

る場合に限る。）及び第27条の4の2（改正後の条例第49条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

以下略

## 議案第 74 号

### 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業者に身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 改正内容

身体的拘束等の適正化のための措置の追加、管理者の兼務範囲の拡大等

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次	目次
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護	第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護
第 1 節～第 3 節 (略)	第 1 節～第 3 節 (略)
第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第21条)	第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第21条・第21条の2)
第 3 章～第 5 章 (略)	第 3 章～第 5 章 (略)
附則	附則
第 1 条～第 6 条 (略)	第 1 条～第 6 条 (略)
(管理者)	(管理者)
第 7 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知	第 7 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知

症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第8条・第9条 (略)

(利用定員等)

第10条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。)の運営(以下「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予

症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第8条・第9条 (略)

(利用定員等)

第10条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

\_\_\_\_\_の運営(以下「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予

防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第12条～第20条 (略)

---

第21条 (略)

(新設)

(新設)

第22条・第23条 (略)

(管理者)

第24条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する規則で定める施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時

防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、\_\_\_\_\_他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第12条～第20条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第21条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第21条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型通介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第22条・第23条 (略)

(管理者)

第24条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

---

---

対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第22条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第35条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第25条～第27条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第28条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)

に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第25条～第27条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第28条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等



を行ってはならない。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断\_\_\_\_\_その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1) ~ (3) (略)

- 3・4 (略)  
(新設)

第29条~第34条 (略)

(管理者)

第35条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

- 2 (略)

を行ってはならない。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下\_\_\_\_\_同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1) ~ (3) (略)

- 3・4 (略)

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第29条~第34条 (略)

(管理者)

第35条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等\_\_\_\_\_の職務に従事することができるものとする。

- 2 (略)

第 36 条～第 38 条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第 39 条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1) ～ (3) (略)

3～5 (略)

(管理者による管理)

第40条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

以下略

第 36 条～第 38 条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第 39 条 (略)

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

(1) ～ (3) (略)

3～5 (略)

(管理者による管理)

第40条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

以下略

## 議案第 75 号

# 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の事業を行う場合における人員及び運営の基準を定める等の必要があるによる。

### 2 改正内容

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を実施する場合における人員及び運営等に係る規定の追加、身体的拘束等の禁止の追加

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

### 4 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
目次 第 1 章～第 4 章 (略) 第 5 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 16 条_____)	目次 第 1 章～第 4 章 (略) 第 5 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 16 条・ <u>第 16 条の 2</u> )
第 6 章・第 7 章 (略) 附則	第 6 章・第 7 章 (略) 附則
第 1 条～第 4 条 (略)  (従業者)	第 1 条～第 4 条 (略)  (従業者)
第 5 条 _____ 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。	第 5 条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は</u> 、当該指定に係る事業所 _____ ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。
(新設)	2. <u>指定居宅介護支援事業者である指定介</u>

2 担当職員\_\_\_\_\_に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所

\_\_\_\_\_ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する

\_\_\_\_\_管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(新設)

(新設)

介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

3 担当職員及び介護支援専門員に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を当該管理者とすることができる。

4 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ\_\_\_\_\_、介護予防サービス計画が第4条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条 (略)

(指定介護予防支援の業務の委託)

第9条 \_\_\_\_\_

指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66

する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条 (略)

(指定介護予防支援の業務の委託)

第9条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115

条の23第3項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則\_\_\_\_\_第140条の66

第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章並びにこの条例に基づく規則の規定(指定介護予防支援の事業の運営に関する基準\_\_\_\_\_及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定\_\_\_\_\_に限る。次条第2項において同じ。)を遵守するよう措置させなければならないこと。

(管理者の責務)

第10条 (略)

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章並びにこの条例に基づく規則の規定\_\_\_\_\_を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第11条～第15条 (略)

第16条 (略)

(新設)

第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章並びにこの条例に基づく規則の規定(指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に係る規定及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定(市長から情報の提供を求められた場合の具体的取扱方針に係る規定を除く。)に限る\_\_\_\_\_。)を遵守するよう措置させなければならないこと。

(管理者の責務)

第10条 (略)

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章並びにこの条例に基づく規則の規定(指定介護予防支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定に限る。)を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第11条～第15条 (略)

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第16条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第16条の2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」

(新設)

という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

以下略

以下略

3. 組織編成案

【凡例】 変更

令和5年度(R5.4.1現在)	令和6年度(R6.4.1現在)
<p style="text-align: center;"><b>福祉局</b></p> <p style="text-align: center;">189</p> <p>— <b>総務企画部</b> 19</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 9</li> <li>— 政策推進課 6</li> <li>— 福岡100推進課 3 【政策推進課長が兼務】</li> <li>— 課長※福岡100推進 ー 【保健医療局総務企画部保健医療政策課長が兼務】</li> </ul> <p>— <b>生活福祉部</b> 30 【総務企画部部長が兼務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 保護課 15</li> <li>— 生活自立支援課 5</li> <li>— 地域福祉課 10</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>福祉局</b></p> <p style="text-align: center;">205 (+16)</p> <p>— <b>総務企画部</b> 19</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 9</li> <li>— 政策推進課 6</li> <li>— 福岡100推進課 3 【政策推進課長が兼務】</li> <li>— 課長※福岡100推進 ー 【保健医療局総務企画部保健医療政策課長が兼務】</li> </ul> <p>— <b>ユマニチュード推進部</b> 11 (+11) 【総務企画部部長が兼務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>ユマニチュード推進課</u> 4 (+4)</li> <li>— <u>認知症支援課</u> 7 (+7) ※高齢社会部から移管</li> </ul> <p>— <b>生活福祉部</b> 55 (+25) ×【総務企画部部長が兼務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 保護課 15</li> <li>— <u>生活支援課</u> 6 (+1)</li> <li>— 地域福祉課 10</li> <li>— <u>地域包括ケア推進課</u> 12 (+12) ※高齢社会部から移管</li> <li>— <u>課長※臨時特別給付金</u> 7 (+7) 【保護課長が兼務】</li> </ul> <p>— <b>部長※調整給付</b> ー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>課長※調整給付</u> 4 (+4) 【財政局税務部課長※税務システム刷新が兼務】</li> </ul>



令和5年度 (R5. 4. 1現在)	令和6年度 (R6. 4. 1現在)
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 高 齢 社 会 部    89 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 高 齢 社 会 政 策 課                    9</li> <li>— 地 域 包 括 ケ ア 推 進 課                12</li> <li>— 介 護 保 険 課                            21</li> <li>— 高 齢 福 祉 課                            11</li> <li>— 認 知 症 支 援 課                        8</li> <li>— 事 業 者 指 導 課                        27</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 高 齢 社 会 部    <u>71</u>                            (▲18) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 高 齢 社 会 政 策 課                    <u>10</u>            (+1)</li> <li>— × 地 域 包 括 ケ ア 推 進 課                (▲12) ※生活福祉部へ移管</li> <li>— 介 護 保 険 課                            <u>22</u>            (+1)</li> <li>— 高 齢 福 祉 課                            11</li> <li>— × 認 知 症 支 援 課                        (▲8) ※ユマニチュード推進部へ移管</li> <li>— 事 業 者 指 導 課                        27</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 障 が い 者 部    50 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 障 が い 企 画 課                        15</li> <li>— 障 が い 者 支 援 課                        9</li> <li>— 障 が い 福 祉 課                        18</li> <li>— 障 が い 者 更 生 相 談 所                7</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 障 が い 者 部    <u>48</u>                            (▲2) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 障 が い 企 画 課                        <u>14</u>            (▲1)</li> <li>— 障 が い 者 支 援 課                        9</li> <li>— 障 が い 福 祉 課                        <u>17</u>            (▲1)</li> <li>— 障 が い 者 更 生 相 談 所                7</li> </ul> </li> </ul>